

薬第1175-1号
令和3年1月19日

各 保 健 所 長 様

薬 務 課 長

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令における、薬事関係の申請等手続きの取扱いについて（通知）

令和2年12月25日に厚生労働省から押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）に関する通知が発出されたところですが、これを踏まえ、埼玉県での取扱いを下記のとおり定めることとしました。

なお、一般社団法人埼玉県医師会会長、一般社団法人埼玉県歯科医師会会長、一般社団法人埼玉県薬剤師会会長、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部長、一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会理事長、一般社団法人埼玉県医薬品配置協会会長、埼玉県医薬品登録販売者協会会長、埼玉県医療機器販売業協会会長、埼玉県麻薬協会会長、埼玉県毒物劇物協会会長、埼玉県製薬協会会長、埼玉県医療機器工業会会長及び埼玉県化粧品工業会会長に会員への周知を別途依頼しました。

記

薬事関係の申請等について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法とする。）施行規則等の薬事関係省令において、事業者等に記名押印又は署名（以下、押印等とする。）を求めていた申請等について、押印等は不要とする。
- (2) 申請書等の他、添付書類として求めている書類（例：使用関係を証する書類、医師の診断書等）についても、押印等は不要とする。
- (3) 従来求めていた押印等が不要になるが、必要に応じて本人であることを確認するための書類の提示を求めるなどにより、申請内容に虚偽や齟齬がないか適切に確認すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関連法令に係る行政手続の押印省略等の扱いについて（令和2年5月8日付け厚生労働省事務連絡）において、

- 薬事関連法令の一部に基づく手続について押印がない状態で受け付けた申請等は、改めて押印等のなされたものへの差替えを求めることは不要とする。
- (5) 厚生労働省医薬・生活衛生局及び埼玉県が発出した薬事関係通知で、申請等の際に押印等を求めているものについても、原則、押印等は不要とする。
 - (6) 医薬品医療機器等法施行細則についても、改正し押印等を不要とする方針であるため、押印等がない場合も受け付けて差し支えない。
 - (7) 申請等において訂正が必要となった場合、事業者等が訂正箇所に二重線を引き訂正することとし、いつ、誰が訂正をしたのかわかるように記載すること。
 - (8) 従前どおり押印等がなされた書類により申請等があった場合についても、正当に申請等があったものとして受け付けるものとする。
 - (9) 薬務課ホームページ上に掲載している各種様式中の押印欄については、見直しが整うまでの間、これを取り繕って使用して差し支えない。

担 当：薬物対策・献血担当

電 話：048-830-3633

担 当：販売指導担当

電 話：048-830-3622